

陸上自衛隊衛生学校組織規則

陸上自衛隊訓令第 21 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 49 条の規定に基づき、陸上自衛隊衛生学校組織規則を次のように定める。

昭和 34 年 7 月 1 日

防衛庁長官 赤城 宗徳

陸上自衛隊衛生学校組織規則

改正 昭和 36 年 2 月 20 日庁訓第 7 号	昭和 42 年 12 月 1 日隊訓第 4 号
昭和 53 年 1 月 13 日庁訓第 1 号	平成元年 5 月 29 日隊訓第 19 号
平成 2 年 10 月 1 日庁訓第 38 号	平成 5 年 4 月 1 日隊訓第 13 号
平成 13 年 3 月 26 日隊訓第 13 号	平成 19 年 1 月 5 日庁訓第 1 号
平成 21 年 3 月 23 日隊訓第 9 号	

（校長）

第 1 条 陸上自衛隊衛生学校（以下「学校」という。）の校長は、陸将補をもって充てる。

（副校長）

第 2 条 学校に、副校長 1 人を置く。

（内部組織）

第 3 条 学校に、次の 1 室及び 3 部を置く。

企画室

総務部

教育部

研究部

（企画室）

第 4 条 企画室においては、次の事務をつかさどる。

（1）業務計画の作成、実施の調整及び分析検討に関すること。

（2）組織、定員及び定数に関すること。

（3）業務の能率的運営及び業務改善に関すること。

（総務部の分課）

第 5 条 総務部に、次の 3 課を置く。

総務課

管理課

会計課

（総務課）

第 6 条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

（1）公印の保管に関すること。

- (2) 公文書の接受、発送、編集及び保管に関すること。
- (3) 人事に関すること。
- (4) 記録及び統計に関すること（教育部及び研究部所掌に属するものを除く。）。
- (5) 出版物及び厚生用品に関すること。
- (6) 秘密の保全に関すること。
- (7) 警備及び消防に関すること。
- (8) 調査に関すること。
- (9) 学校に勤務する隊員の教育訓練に関すること。
- (10) 福利厚生に関すること。
- (11) 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和 27 年法律第 266 号）の規定による若年定年退職者給付金に関すること。
- (12) 健康管理に関すること。
- (13) 印刷に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、他の室、部及び課の所掌に属しない事項に関すること。

（管理課）

第 7 条 管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 物品（総務課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 給養に関すること。
- (3) 施設の維持及び管理に関すること。
- (4) 役務の調達計画及び管理に関すること。
- (5) 車両及び通信の運用に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、他の室、部及び課の所掌に属しない管理業務に関すること。

（会計課）

第 8 条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 経費及び収入の予算及び決算に関すること。
- (2) 支払及び収入の会計事務に関すること。
- (3) 物品及び役務の調達、その他の契約に関すること。
- (4) 旅費及び金銭給与に関すること。
- (5) 債権管理に関すること。

（教育部の分課）

第 9 条 教育部に、次の 2 課を置く。

教務課

教材課

（教務課）

第 10 条 教務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の教育訓練の計画に関すること。
- (2) 学生の教育訓練に必要な記録及び統計に関すること。
- (3) 前各号に定めるもののほか、教育部の所掌で他の課の所掌に属しない事項に関すること。

すること。

(教材課)

第 11 条 教材課においては、学生の教育訓練に必要な資料及び資材に関する事務をつかさどる。

(研究部)

第 12 条 研究部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 調査研究の計画及び実施に関すること。
- (2) 調査研究に必要な記録及び統計に関すること。
- (3) 調査研究に必要な資料及び資材に関すること。

(室長、部長及び課長)

第 13 条 室に室長、部に部長、課に課長を置く。

- 2 室長は、校長の命を受け、室務を掌理する。
- 3 部長は、校長の命を受け、部務を掌理する。
- 4 課長は、部長の命を受け、課務を掌理する。

(主任教官)

第 14 条 教育部に、主任教官を 1 人を置く。

- 2 主任教官は、教育部長の命を受け、学生の教育訓練に従事するとともに、学生の教育訓練に関して学校教官の指導を行う。

(学校教官)

第 15 条 教育部に、学校教官を置く。

- 2 学校教官は、教育部長の命を受け、学生の教育訓練に従事する。

(研究員)

第 16 条 研究部に、研究員を置く。

- 2 研究員は、研究部長の命を受け、調査研究に従事する。

(委任規定)

第 17 条 この訓令に定めるもののほか、学校の内部組織に関して必要な事項は、校長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和 34 年 8 月 13 日から施行する。
- 2 陸上自衛隊衛生学校組織規則(昭和 30 年陸上自衛隊訓令第 42 号)は、廃止する。

附 則(昭和 36 年 2 月 20 日防衛庁訓令第 7 号)

この訓令は、昭和 36 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 42 年 12 月 1 日陸上自衛隊訓令第 4 号)

- 1 この訓令は、昭和 42 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の陸上自衛隊編制(甲)及び陸上自衛隊編制(乙)に関する訓令、陸上自衛隊業務学校組織規則、陸上自衛隊衛生学校組織規則、陸上自衛隊高射学校組織規則及び陸上自衛隊少年工科学学校組織規則の規定は、昭和 42 年 6 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 53 年 1 月 13 日防衛庁訓令第 1 号)

この訓令は、昭和 53 年 1 月 30 日から施行する。

附 則（平成元年5月29日陸上自衛隊訓令第19号）

この訓令は、平成元年5月29日から施行する。

附 則（平成2年10月1日防衛庁訓令第38号）

この訓令は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成5年4月1日陸上自衛隊訓令第13号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月26日陸上自衛隊訓令第13号）

この訓令は、平成13年3月27日から施行する。

附 則（平成19年1月5日防衛庁訓令第1号）

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成21年3月23日陸上自衛隊訓令第9号）

この訓令は、平成21年3月26日から施行する。